

政策情報学会

第 19 回 研究大会



2023 年 12 月 2 日 (土)

会場 岩手県立大学 滝沢キャンパス



## 政策情報学会第 19 回研究大会 開催にあたって

### テーマ：「EBPM と政策情報」

昨今、多くの先進民主国家で共通の潮流となっているのが、「EBPM」(Evidence-Based Policy Making、エビデンスに基づく政策形成)である。「エビデンス」とは政策の因果関係に関連する情報で、どんな政策が役に立つのかが重視されている。

EBPM が必要であることについて、異論をもつ人は少なくないだろう。しかし、政策研究のこれまでの豊かな蓄積を鑑みれば、単にエビデンスを活用すべきと主張するだけでは不十分なのもまた、明らかであると思われる。

たとえば、新型コロナウイルス感染症をめぐる問題においても見られたように、専門家の知見を活用するといっても、最終的に政策決定を行うのは政治家であり、そこには様々な要因が入り込みうる。結局のところ、政策決定者にとって、エビデンスとは考慮に入れるべき大量の情報の中の一つに過ぎないのである。あるいは、政策における不確実性の問題も考えられるべきだろう。エビデンスが指し示すように政策をすれば万事うまくいくというのは幻想にすぎない。実際には、政策にまつわる文脈や、政策実施において発生する裁量の余地といったものが、政策に大きな影響を及ぼすことも知られている。

これら以外にも、EBPM に関する論点は多数存在する。政策課題が複雑化し、いまだかつてない程、効果的な政策運用が必要とされている時代において、果たして EBPM はその要請に応えうるものなのだろうか。研究領域のみならず、実践に携わる人々とも協力しながら、この問いに向き合っていかなければならない。

本大会においては、EBPM における最先端の議論を踏まえ、それらを実装するにあたって、どういった課題があるのかといった点、現時点で日本の EBPM がどこに到達しているのかといったことなど、幅広い論点を扱う予定である。多くの会員の参加を通じた、啓発的なやり取りが交わされることを期待する。

政策情報学会第 19 回大会実行委員長  
岩手県立大学総合政策学部講師  
杉谷 和哉

# 大会参加要領

- (1) 日時 2023年12月2日(土) 10:00~17:30 (受付: 10:15~15:45)  
岩手県立大学滝沢キャンパス共通講義棟
- (2) 大会参加費 一般会員・学生会員・非会員 1,000円(参加費のみ)  
2,000円(昼食代込み)  
※学生会員の方は身分証明書をご提示下さい。  
※岩手県立大学の学部生・大学院生は無料(学生証をご提示下さい)。
- (3) 懇親会費 一般会員・学生会員・非会員 5,000円
- (4) 研究発表 1人あたり発表15分+質疑5分
- (5) 大会本部 〒020-0611 岩手県滝沢市菓子152番地52  
岩手県立大学総合政策学部 杉谷研究室 宛  
E-Mail: taikai-19@policyinformatics.org
- (6) 学会事務局 〒272-8512 千葉県市川市国府台1-3-1  
千葉商科大学内
- (7) 使用会場
- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| 理事会             | 共通講義棟1階高等教育推進センター会議室 |
| 開会式             | 共通講義棟1階講堂            |
| 研究発表(研究大会賞選考報告) | 共通講義棟1階105講義室        |
| 研究発表(一般報告A)     | 共通講義棟1階106講義室        |
| 研究発表(一般報告B)     | 共通講義棟1階107講義室        |
| 学会賞選考審査         | 共通講義棟1階高等教育推進センター会議室 |
| 定期総会            | 共通講義棟1階講堂            |
| 基調講演            | 共通講義棟1階講堂            |
| パネルディスカッション     | 共通講義棟1階講堂            |
| 学会賞授与式          | 共通講義棟1階講堂            |
| 閉会式             | 共通講義棟1階講堂            |
| 懇親会             | 盛岡駅付近                |
- (8) 昼食場所 当日、食堂の営業はございません。  
会場付近には飲食店等もございませんので、参加申込時に昼食を予約  
いただくか、各自で弁当等をご持参ください。

会 場 岩手県立大学 滝沢キャンパス  
〒020-0693 岩手県滝沢市菓子152番地52

主 催 政策情報学会

共 催 日本公共政策学会関西支部

※本研究大会は、開催にあたり岩手県立大学全学研究支援費の助成を受けています。

## プログラム

第 63 回理事会	9:45~10:15	共通講義棟 1 階高等教育推進センター会議室
受付	10:15~15:45	共通講義棟 1 階
開会式	10:30~10:40	共通講義棟 1 階講堂
開会挨拶：杉谷和哉（大会実行委員長：岩手県立大学） 会長挨拶：市川 顕（政策情報学会会長：東洋大学）		
研究発表（研究大会賞選考報告）	10:50~12:25	共通講義棟 1 階 105 講義室
座長：笠井賢紀（慶應義塾大学）		
（1 人あたり発表 15 分、質疑 5 分）		
【報告①】（10:50~11:10）		
報告者：濱野和人（駿河台大学）		
テーマ：「学習支援教材としてのカードゲーム（プロトタイプ）の制作：プレイフル・ラーニングを通じた ICT リテラシーの習得に向けて」		
【報告②】（11:15~11:35）		
報告者：太田康友（駿河台大学）		
テーマ：「政策情報学における生成 AI の位置付けを検討する」		
【報告③】（11:40~12:00）		
報告者：原口和徳（NTT 社会情報研究所）・亀石久美子（NTT 社会情報研究所）		
テーマ：「スマートシティにおける実証実験に関する考察：社会的受容性向上のための取組の検討」		
【報告④】（12:05~12:25）		
報告者：吉川和挟（四日市大学）		
テーマ：「自治体計画策定プロセスにおける政策デザイナーたちの役割について：誰がどのような情報を提供できるか」		
研究発表（一般報告）	10:50~12:25	共通講義棟 1 階 106 講義室
座長：泰松範行（東洋学園大学）		
（1 人あたり発表 15 分、質疑 5 分）		
【報告①】（10:50~11:10）		
報告者：栗林克寛（千葉商科大学大学院（院生））		
テーマ：「観光による地方地域の活性化の考察：ツーリズムによる地域活性化の現状と課題」		
【報告②】（11:15~11:35）		
報告者：檜垣昌也（聖徳大学短期大学部）		
テーマ：「自治体と〈ひきこもり〉の関係に関する研究：自治体レベルでの支援を決定づけるものは何か」		
【報告③】（11:40~12:00）		
報告者：岡村 誠（東海学園大学）		
テーマ：「若手自治体職員の能力開発に関する実証的研究：職場における学習メカニズムの解明」		

<b>【報告④】(12:05~12:25)</b>		
報告者：香月悠希（京都大学大学院（院生）） テーマ：「政策過程における規範的政策分析の役割」		
<b>昼食休憩</b>	<b>12:30~13:30</b>	
<b>学会賞選考審査</b>	<b>12:30~12:40</b>	<b>共通講義棟1階高等教育推進センター会議室</b>
<b>第20回定期総会</b>	<b>12:45~13:05</b>	<b>共通講義棟1階講堂</b> (※対象：一般会員)
司会：市川 颯（政策情報学会会長：東洋大学） ①2023年度（第19期）活動報告・収支決算報告 ②2024年度（第20期）活動計画・収支予算案 ③その他		
<b>メインセッション1</b>		
<b>第1部 基調講演</b>	<b>13:30~14:00</b>	<b>共通講義棟1階講堂</b>
メインテーマ「地方自治体におけるEBPM」  テーマ「EBPMに直面して」 講演者：鈴木厚人（岩手県立大学学長） 司会：杉谷和哉（岩手県立大学）		
<b>休憩</b>	<b>14:00~14:10</b>	
<b>第2部 パネルディスカッション</b>	<b>14:10~15:50</b>	<b>共通講義棟1階講堂</b>
テーマ「岩手県におけるEBPM」  パネリスト：阿部智洋（盛岡市役所） 栗山裕介（盛岡市役所） 和川 央（岩手県立大学宮古短期大学部） 討論者：山谷清秀（青森中央学院大学） 佐野 亘（京都大学大学院） 総合司会：杉谷和哉（岩手県立大学）		
<b>休憩</b>	<b>15:50~16:00</b>	
<b>メインセッション2</b>		
<b>パネルディスカッション</b>	<b>16:00~17:30</b>	<b>共通講義棟1階講堂</b>
テーマ「EBPMの最前線」  パネリスト：森脇大輔（株式会社サイバーエージェント） 池田貴昭（三菱UFJリサーチ&コンサルティング） 討論者：湯浅孝康（大阪国際大学） 役重眞喜子（岩手県立大学） 総合司会：杉谷和哉（岩手県立大学）		
<b>学会賞授与式・閉会式</b>	<b>17:30~17:40</b>	<b>共通講義棟1階講堂</b>
学会賞報告：笠井賢紀（学会賞選考委員長：慶應義塾大学） 学会賞授与：市川 颯（政策情報学会会長：東洋大学） 閉会挨拶：杉谷和哉（大会実行委員長：岩手県立大学）		
<b>懇親会</b>	<b>18:30頃～</b>	<b>盛岡駅付近（会場調整中）</b>

※閉会式後、会場から盛岡駅へのシャトルバスを運行します。

# 研 究 発 表

---

研究大会賞選考報告

# 学習支援教材としてのカードゲーム（プロトタイプ）の制作

プレイフル・ラーニングを通じた ICT リテラシーの習得に向けて

濱野和人（駿河台大学）

キーワード：情報基礎教育、学習支援、遊びながら学ぶ、カードゲーム

## 1. 研究の背景と目的

報告者が大学で担当してきた情報基礎科目では、これまで授業において「手は動かせる（=ICTスキルは習得できている）が、用語の意味が分からない・説明できない・頭で理解できない（=ICTリテラシーが習得できない）」という学生を多く目にしてきた。授業ではシラバスに沿って授業を行うことになるが、ほとんどの大学では統一シラバスで進められることが多いため、最低限教える内容が決まっており、大きく逸れた内容は指導できないため、「頭で理解できていない」という問題を授業中に解決することは難しい状況にあった。

「政策情報学」は外的側面（社会や組織の変革）に目を向けられることが多いが、内的側面（人間の成長）もその対象であり、教育や学習支援においては必然的に後者に比重を置くことになる。この「頭で理解できていない」という問題を解決するため、政策情報学的な視点から着目したのが、近年流行っているゲーム要素を取り入れた教育・学習支援であり、「情報教育×ゲーム」である。このゲーム要素を取り入れた教育・学習支援には、シリアスゲームやゲーミフィケーションなどがあり、これらは「プレイフル・ラーニング（Playful Learning）」と呼ばれるアプローチに包含される。このアプローチは、学習そのものを楽しみや遊び心を通じて促進し、より効果的な知識獲得やスキル発展に繋げることができ、あらゆる年齢層で使用できる、ゲーム要素を取り入れた「遊びながら学ぶ」方法として注目されている。

本研究では、カードゲーム（プロトタイプ）を制作し、遊びながら学ぶ「プレイフル・ラーニング」を通じて、「カードゲームが学習支援教材となっているか」（カードゲームとしての成立性、ICTリテラシーの習得の有効性）について検証と検討を行った。

## 2. 学習支援カードゲームの概要

### 2.1. カードゲームの全体像

本カードゲームは「PC基本操作編」「情報リテラシー編」「メール・メールマナー編」「Word編」「Excel編」「PowerPoint編」の6種類で構成される。カードゲームはプレイヤー2名1組で実施する対戦型であり、プレイヤーのほかに進行役を1名置くため、最低3名での実施となる。また、カードは片面に「用語」、もう片面に「用語の説明」を載せている。

### 2.2. ゲーム開始前の手順

カードゲームの実施にあたり、事前学習用の「学習用用語集」（「PC基本操作編」は36問）を使用して自主学習を行う（10分間）。その後、用語確認テスト（10分間）を実施し、進行役が採点を行うことでゲーム開始前の理解度を把握する。



### 2.3. ゲームのルール・手順

プレイヤーの前に「用語」を並べ、進行役が「用語の説明」を読む。プレイヤーはカルタと同じ要領で「用語の説明」に合致する「用語」を取る（「用語」を読み、「用語の説明」を取ることも可能）。進行役はプレイヤーが取ったカードが正解か否かを判定し、正解だった場合はプレイヤーにサイコロを振ってもらう。このサイコロの出た目の数が点数となる。その際、進行役は「点数記録シート」に点数を記入し、最終的な点数で勝ち負けが決定する。本ゲームのポイントは、正解数が多くてもサイコロの出た目が小さければ点数は低くなり、正解数が少なくてもサイコロの出た目が大きければ点数が高くなるという点である。

### 3. プロトタイプ制作とモニター学生による実証実験

今回は「PC 基本操作編」のプロトタイプを制作し、モニター学生 3 組に対し、プレイフル・ラーニングを行った。

2023 年 4 月 13 日に今回のプロトタイプを使用したカードゲームの前段階として、最初に制作したプロトタイプ「ゼロ」のモニター実験を行った。「ゼロ」のモニターには SA を担当している 4 年生 1 名（男子学生 A）、2 年生 1 名（男性学生 B）に依頼した。カードゲーム制作当初は、ポイントカードによるポイント制を導入していたが、「ポイントカードだと、取って、戻して、切る」という手順が必要になるため、煩わしいという意見があった。そのため、煩わしくない方法を検討した結果、サイコロを使用して点数を決めることにした。また、当初は用語確認テストを行う予定がなかったが、どの程度伸びたのか把握が必要であるとして用語確認テストも行うことにした。

モニター学生による実証実験は、2023 年 6 月 22 日にスポーツ科学部 1 年生 2 名（女子学生 A、女子学生 B）を、2023 年 8 月 31 日にスポーツ科学部 1 年生 2 名（男子学生 C、男子学生 D）を対象に行った。モニター 4 名による用語確認テストの結果は、女子学生 A：ゲーム前 12 点→ゲーム後 33 点、女子学生 B：ゲーム前 11 点→ゲーム後 33 点、男性学生 C：ゲーム前 19 点→ゲーム後 36 点、男子学生 D：ゲーム前 10 点→ゲーム後 23 点、という結果となった。

### 4. 検証結果と今後に向けた問題の検討

ゲーム終了時、モニター学生に対し、「楽しく学べたか？」というアンケートを行った。回答項目は「①楽しく学ぶことができ身に付いた」「②楽しくはなかったが学ぶことはでき身に付いた」「③楽しかったが学びには繋がらず身に付かなかった」「④楽しくもなく学びにも繋がらず身に付かなかった」の四肢択一式とした。

結果、全員から「①楽しく学ぶことができ身に付いた」という回答結果が得られた。このことから「カードゲームが学習支援教材となっているか」という問いについては、カードゲームとしてもある程度成立しており、ICT リテラシー習得にも有効であるということがいえる。

今後の改善点としては、①カードデザインの決定、②未確定ルール（お手付きをどうするかなど）の決定、③精度を上げるためのモニター数、④用語確認テストと点数記録シートのフォーマット使用方法（印刷 or ダウンロード）検討などが挙げられるので対応していきたい。

# 政策情報学における生成 AI の位置付けを検討する

太田康友（駿河台大学）

キーワード：生成 AI、大規模言語モデル（LLM）、ChatGPT、人工知能

## 1. はじめに

本報告の目的は、ここ一年間における進化の著しい生成 AI、とりわけ個人から組織までの意思決定プロセスへの影響が大きいと推察される ChatGPT をはじめとした大規模言語モデル（Large Language Model、以下 LLM）について、政策情報学における位置づけを議論するための種を提示することである。すなわち、本報告をもって何かしらの結論を得ようというものではない。しかしながら我々が学会名に「情報」を冠する以上、今後の政策情報学ひいては学会の発展において生成 AI に冠する議論は避けて通れないと考える次第である。

ChatGPT をはじめとした LLM の進化は非常に早く、先週正しかったことが今週は時代遅れとなっているスピード感であるが、まずは政策情報学に関わるであろう事柄について最低限の現状整理を行い論考していきたい。

## 2. 大規模言語モデル（LLM）の基本的な原理

LLM の原理を簡潔に説明すると、人間の脳神経回路を模した研究から発展したコンピュータ上の多層化されたニューラルネットワークに対して、非常に多くのデータを機械学習させたものである。では LLM のアウトプットは何であるかということ、前の言葉に続いてアウトプットする言葉を選択しているだけであり、決して正解をアウトプットしようとしているわけではないことに留意が必要である。LLM のアウトプットは統計学的なものであり、正解を導くためのものではない。

より簡単にイメージを掴むには、幼児の発話を注意深く聞くのが良い。例えば、筆者の息子は 4 歳であり、彼にとって何か難しい事柄を伝えようとするときは言葉を区切りながらゆっくり話をする。しかし、その会話文は言葉の前後が繋がっている場合もあれば、繋がっていない場合もある。彼は自分の知っている言葉や知識の中から、前に発した言葉と関連性が強いと思われるものを確率的に選択しているのである。

LLM が筆者の息子と異なる点は、非常に多くの学習データを持っていることである。国語の学習が進んだ子どもは、だんだんと繋がりのない言葉を選択する確率が減少するが、LLM を“人類の到達できない数量レベルの学習をした人工知能”と捉えれば、そのアウトプットが多くの人間よりも“確率的に正解に近い”ものになるということは、理解しやすいかと思う。

## 3. 生成 AI は政策情報学に何をもたらすか

政策情報学会が誕生した 2000 年代は Web2.0 の隆盛期であった。Web2.0 を現在か

ら振り返ってみると、それ以前の限られた人だけが多数に対して情報発信できた時代から、個人個人がインターネットを介して Web サイトや Blog など自由に情報発信できるようになった、すなわち“情報発信が民主化された時代”であったと言える。その後 Google 検索エンジンが登場し適切な情報を検索することが容易となったことで、特別でない個人が情報発信をし、特別でない個人が必要な情報を入手する、知の共有が広く一般市民のものとなった。

次の 2010 年代は無線通信技術の発展とスマートフォンの普及から、ビッグデータというキーワードに代表されるデータ駆動型社会の幕開けとなった時代である。またオープンデータ化が進みつつあり、特に行政データが容易にデジタル処理と二次利用が可能な状態で公開されるようになったことで、一般市民が行政に関わるデータを容易に入手できるようになった。これは“データの民主化”が起こったことを意味する。

このような情報通信技術の活用分野における流れにおいて、政策情報学の文脈で ChatGPT をはじめとする LLM は一般市民に何をもちたらすのか、何をもちたささないのか。

既に述べたように LLM は必ずしも正解を教えてくれる人工知能ではない。LLM はものすごく安易に言えば、“すごく勉強して知識を蓄えた人が近くにおいて、気軽に提案してくれる存在”である。ここに 2 つの論点があると筆者は考える。一つめは、誰もが気軽に質問できるとても頭の良い人の存在は、高度な意思決定プロセスを民主化するのではないかと、すなわち“意思決定の民主化”が 2020 年代に起こるのではないかとということ。二つめは、高度な意思決定プロセスが一般市民の手に渡ったとしても、LLM が 100%の正解を教えてくれる人工知能ではない以上、その検証がより重要となるのではないかとということ。この 2 つの論点を筆者は本学会に提示して、議論の種としたい。

意思決定の民主化が起こるのであれば、それは過去に行われた意思決定をもとにして確率的に良い結果を生みやすい、知識や経験を蓄えた賢い人と同じような意思決定が、誰にでもできることとなる。その時代において我々は何を探求していかなければならないだろうか。

LLM を活用した意思決定が、概ね正しそうにも関わらず 100%の正解でもないのであれば、どのような態度で活用するのが良いのか。LLM による回答や提案を鵜呑みにせず自分で確かめよとは現在言われていることであるが、しかしながら回答や提案がだいたい正しいのであれば、人間は事細かにチェックしなくなるものである。筆者はここで、意思決定後の検証・評価プロセスこそが、意思決定の民主化時代に重要になるのではないかと考える。本邦の多くの組織において軽視されがちである PDCA サイクルにおける C (Check/評価プロセス) の重要度が上がるのではないだろうか。

本学会においては、2016 年の第 12 回研究大会「市民教育と政策情報」をテーマに窪田氏による「政策評価と市民：政策評価は情報の宝庫」では評価をテーマとした基調講演があった。また政策情報学において「市民目線」も重視され、政策情報学フォーラムにおいてはインターメディアエーターの議論もあった。これら文脈を踏まえると、生成 AI についてここで一度学会として議論すべきであろうと筆者は考えた次第である。

# スマートシティにおける実証実験に関する考察

## 社会的受容性向上のための取組の検討

原口和徳（NTT 社会情報研究所）

亀石久美子（NTT 社会情報研究所）

キーワード：スマートシティ、オープンデータ、EBPM、社会的受容性、実証実験

### 1. 研究の背景

少子高齢化や都心への人口の一極集中などの社会的課題の先鋭さが増す中で、スマートシティ化によって問題の解決を図る取組が各地で行われている。ICT等の新技術等を活用して、地域が抱える諸課題の解決や価値の創出に取り組むスマートシティでは、実現に向けたプロセスのなかに実証実験が位置づけられている。実証実験を通して計画の熟度や社会的受容性を高めることが期待されているが、エリアや期間が限られたなかでの取組となるため、地域全体での社会的受容性を向上するためには、実験後の情報発信が重要な取組となる。本稿では、スマートシティにおける社会的受容性向上のための取組について、特に実験後の情報発信について実態を明らかにするとともに、社会的受容性を向上させるための方策を検討する。

### 2. 先行研究及び調査対象の整理

社会的受容性は、「新しく提唱されたり発信されたりした概念や内容という対象を、社会や国民などが、理解し賛同し受け入れる程度」（佐藤、2022）と定義される。また、ある特定の対象について、人に働きかけ、行動を促すプロセスについては、自治体広報やマーケティング、パブリックコミュニケーションなどでの検討が行われている。これらの検討において共通しているのは、関係者の行動に至るまでのプロセスが、「①認知・関心」「②理解」へと進んでいくことである。本稿では、この2つのプロセスを検討対象とする。

なお、調査対象としては、スマートシティに関する助成事業において内閣府が所管する「未来技術社会実証事業」及び2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す「スーパーシティ」を対象とする。両取組ともに、新しい技術を取り入れるために、住民による許容＝社会的受容性の向上が求められるためである。

### 3. 調査結果

現時点で公開されている「未来技術社会実証事業」の報告書で最新のものは令和元年度選定事業に関するものであり、同報告書では8自治体31事業についての報告がなされている。同事例及び、スーパーシティのうち、住民向け事業の実証実験が行われているX市を対象として集計したものが下表である。

対象	対象事業数	①認知・関心			②理解		
		紹介コンテンツ	報告書	プッシュ型取組	目標値の根拠	ロジックモデル	考察、展望
未来技術社会実証事業	31	17	31	15	0	0	2
スーパーシティ	5	5	5	2	2	0	1

(それぞれの項目で実施事業数を集計)

### (1) 未来技術実証事業

「①認知・関心」に関し、自治体のHPなどを通して恒常的に情報発信をする事例は限られている。例えば、紹介コンテンツが設けられている17事例のうち9事例は1つの自治体におけるものであり、個々の事業を紹介するコンテンツがみられない自治体も3自治体あった。なかには、住民に向けたプッシュ型の取組として広報誌の活用や住民向け説明会を行う事例も確認されたが、事例や影響する範囲も限られている。「②理解」については、実験結果を評価するために必要な情報がほとんどの取組で開示されておらず、いつ、何が実現されるのか、そこに向けて住民が何を考えたらいいかも含めて、社会的受容性を高めていくために必要な情報が十分には開示されていない。

### (2) スーパーシティ

「①認知・関心」について、毎年度、スマートシティ協議会の年次報告書において各実証実験が言及されるとともに、国土交通省向けに詳しい報告を行っているものや、独自の報告書を作成しているものがある。また、スーパーシティとしての説明会が令和4年度は3回開催されている。「②理解」については、目標値を定め、検証した事例が2例みられている。実験後の展望、考察については、インターネット投票の実現については具体的なスケジュールも示し、取組が進められている。ただし、同取組は技術的検証にとどまっており、効果に関する検証は不明瞭なものとなっている。

## 4. 改善策の検討

両事例からわかる通り、実証実験を通じて社会受容性を高めていくためには、「①認知・関心」、「②理解」とともに改善が求められる状況にある。

「①認知、関心」については、オープンデータの取組を進めることで状況が改善される。国レベルでは、実験結果はハイバリュー・データセットの1つとして公開が求められているように、自治体においてもオープンデータの取組を進めることで、状況の改善が期待される。「②理解」については、EBPMを推進することで状況の改善が見込まれる。その際、埼玉県の実例などにあるように、ロジックモデルなどを含むフォーマットを定式化することで、必要な情報が漏れなく開示されることが期待される。

スマートシティでの実証実験、事業については、防犯カメラの高度利用などで見られるように、実行後に生活者からの反発があり、取組が見直される事例などが複数生じていることも念頭に、より主体的で丁寧な取組を重ねていくことが求められている。

### 参考文献

佐藤健吉「社会受容性における世間の関わり」『世間の学 VOL.6』日本世間学会、2022年  
埼玉県「施策評価有識者会議」<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0103/ebpm/20221101504.html>

# 自治体計画策定プロセスにおける政策デザイナーたちの役割について 誰がどのような情報を提供できるか

吉川和挟（四日市大学）

キーワード：自治体行政計画、計画策定、行政職員、策定委員会、コンサルタント

## 1. はじめに

本報告の目的は、地方自治体の行政計画策定過程の策定アクターとして行政職員、計画策定委員会委員、コンサルタントを取り上げ、各アクターの役割分担についての予備的考察を行うことである。

自治体政策実務において日常的に用いられる行政計画ではあるが、その策定過程総体については良く知られていない。例えば、計画策定過程における市民参加手続きが行われたケースなどについての報告はあるものの、これらの研究は参加手続きという計画策定の一面のみに着目したものであることに加え、市民と行政の相互作用のみを想定したものである。一方で、計画策定の際にはコンサルタント事業者が業務委託という形で参画することもあり、現実には行政と市民の関係性ではなく、コンサルタント事業者などを含めた多層的なアクター関係内での情報提供・知識創出のプロセスとして見なすことができる。

このような背景をうけ、本報告では、現状の計画策定過程の一端をアクターとその役割の観点から整理する。なお、計画策定過程に関与するアクターとしては市民参加手続きに参画した市民、学識関係者、議会議員なども想定することが出来るが、本報告では計画「策定」という営為を重視し、パブリックコメントなどで公表される前の計画案を閲覧でき、かつ、その内容を変更し、異なる計画案を提唱しえるアクターを想定し、行政職員、市民の代表としての策定委員会委員、コンサルタントを取り上げる。

## 2. 行政計画策定過程

では、行政計画策定過程はどのような段階に分けられるのか。大きく5段階に区別することが出来る：①基礎調査、②現状分析、③計画策定・合意形成、④参加手続き、⑥承認。

本報告では特に②現状分析の段階に焦点を当てる。この段階では各種調査結果を踏まえて計画の骨組みとなる施策体形（ロジックツリー）を作成することになるが、この過程において、行政職員からの組織的な資源制約に関する情報や、策定委員からの住民側からの施策ニーズや施策の使い勝手に関する情報、また、コンサルタントからの他自治体事例や当該計画の背景的情報などが計画策定過程に持ち込まれる（吉川 2023）。

## 3. 計画策定時に考慮すべき情報

このように計画策定過程においては、各アクターが異なった種類の政策情報をインプットするキャリアとして機能しているものと考えられる。計画策定時にインプットされ

る情報は人口などの基礎統計やアンケート統計のみでなく、組織としての制約条件に関する情報や、地域での計画のとらえられ方、他地域での事例など非常に広範なものである。本報告ではこれらの政策情報をコンテキストという観点から分類する。

政策のコンテキストは、以下の三つに分類される（佐野 2018）。政策の実施される具体的な状況や政策が働きかける主体、また状況の不確実性などの「政策手段にとってのコンテキスト」、政策にかかわる主体が置かれている立場、有する資源の状況、また有する制度や習慣などの社会状況などの「政策デザイナーにとってのコンテキスト」、政策を取り巻くマクロな社会ビジョンや政策体系、歴史的な潮流、他事例の存在、道徳的信念や世界観などの「政策内容に関するコンテキスト」の三つである。

以下では、計画策定に携わる行政職員、策定委員会委員、コンサルタントがどのコンテキストに基づき、いかなる情報を計画策定過程に提供しているのかを検討する。

#### 4. 結論：政策情報とアクターの観点から

まず、行政職員が提供しうる情報として行政内部の資源制約についての情報があげられる。つまり、行政職員は「政策デザイナーにとってのコンテキスト」を計画策定過程に提供している。例えば予算制約や部署の人的資源の状況は計画の実行可能性を大きく作用する重要な背景事情である。

次に市民の代表として計画策定過程に参画する計画策定委員については、「政策手段にとってのコンテキスト」について多くの知見を提供できる。というのも、策定委員は当該地域でサービスを受けていたり、サービスを受ける対象者を支援していたりする地域に根付いた人物であり、どのようにしたらより政策が地域の中で活用しやすくなるかについての知識を有している。

最後にコンサルタントについては、「政策内容に関するコンテキスト」が挙げられる。例えば施策体形を作成する際には、コロナ禍での「新しい日常」のようなより広い文脈の中でその事業内容がどのように位置付けられるか、また他自治体においてどのように遂行されてきたかを参考にすることが求められる。このような検討において、コンサルタントは複数の地域において同種の計画策定経験があることに加え、離れた地域の事例を蓄積・情報共有しており、有益な情報を提供しえる。

以上、策定過程に持ち込まれる情報という観点からアクターたちの役割分担について論じてきた。自治体行政計画はその実務上の負担感から先例踏襲的なものとして見なされることも多い一方で、当該地域の将来にわたっての方向性を提示する重要な規範体系である。計画策定過程を属人的な経験知により構成されるブラックボックスにしておくのではなく、他者から参照可能な形で学術的に論じておくことには意義がある。本報告がより効果的な計画策定の方法を探る際の一助になれば幸いである。

#### 【参考文献】

佐野亘（2018）「文脈—状況への配慮」、石橋章一郎・佐野亘・土山希美枝・南島和久（2018）

『公共政策学』、ミネルヴァ書房、pp.261-282

吉川和挟（2023）「自治体行政計画の政策デザイナーとはだれのことか」、『四日市大学論集』第36巻第1号、pp.59-78

<MEMO>



# 研究発表

---

一般報告

## 観光による地方地域の活性化の考察

### ツーリズムによる地域活性化の現状と課題

栗林克寛（千葉商科大学大学院（院生））

キーワード：観光、地域活性化、地方創生、インバウンド、ツーリズム

#### 1. 研究目的

本報告では、訪日外国人観光客（以下、インバウンド）の誘致に精力的に取り組んでいる地方地域に焦点をあて、如何にしてインバウンドを誘致し、観光地として継続的に機能しているかを検証することを目的とする。同時に、地方地域における観光を発展・推進していくための知見も示す。

#### 2. 問題提起

2003年に外国人旅行者の来日を促進させる、「ビジット・ジャパン事業」が開始されて以降、日本へのインバウンドは徐々に増加していき、2019年には約3,100万人を記録している。しかし、インバウンドの多くは主要都市圏に集中し、その他の地方地域はインバウンドの増加による恩恵をあまり受けていないのが現状である。須田(2015)は、交通インフラや知名度が観光客を誘致するための大きな要因であり、主要都市圏と地方地域ではその差が観光地としての格差を生じさせていると述べている。以上を踏まえると、観光地として魅力のある地域でも、それだけではインバウンドの誘致には有為に働いていないことが窺える。インバウンドの誘致には、観光地としての魅力を持つだけでなく、その他の要因の考慮も必要である。

#### 3. 先行研究

現代の観光の基本的な特色は、限定的な階層だけではなく、広く一般大衆が参加することができる、いわゆる「マス・ツーリズム」が主流である（前田,2019）。これはインバウンドも同様であり、特に旅行会社が交通・宿泊などを予めセットにして提供する「パッケージ・ツアー」が人気を博している。その一方で、観光地への自然的・文化的な配慮をしつつ、観光本来の在り方を探求する「サステイナブル・ツーリズム」という新たな観光形態が誕生した。そしてこの観光形態を発展させ、テーマ性の強い体験型の観光である「ニュー・ツーリズム」が近年では注目を集めている。パッケージ・ツアーの対象となっている地域は、主要都市圏であることが多いが、ニュー・ツーリズムは、観光地としての魅力があれば、主要都市圏・地方地域問わず観光客を誘致することが可能である。例えば、現在の地方地域の観光のトレンドの一つに、「コンテンツ・ツーリズム」が挙げられる。これはファンがコンテンツの舞台となった土地に興味を抱いて、その土地を巡る観光形態である。従来では文豪の出身地や旅した地域を巡るものであり、「聖地巡礼」と呼ばれている（増淵,2010）。近年では観光文脈だけではなく、地域再生・活性化と結びついている。

#### 4. 事例研究

著名な例として、テレビドラマ「北の国から」の舞台となった富良野市が知名度を獲得したことにより、観光客の増加に繋がっている。「大河ドラマ」の各作品の舞台となった地域においても、観光地として人気を博しており、観光地としての「ブランド化」に成功している（増淵,2010）。近年では、佐賀県がコンテンツ・ツーリズムへの取り組みにより成果を挙げている。佐賀県ではインバウンドの増加促進の活動の一環として、タイをターゲットとしたインバウンドの誘致に取り組んでおり、着実にタイからのインバウンドを獲得している。

表 1 佐賀県 タイからのインバウンド数の推移

佐賀県 タイからのインバウンド（単位：人）									
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
インバウンド数	480	380	370	1,540	4,590	5,830	5,520	3,750	10,290
前年比		79%	97%	416%	298%	127%	95%	68%	274%

出典：佐賀県観光客動向調査より筆者作成

#### 5. 結論

大都市圏のような観光地としての知名度や多彩なコンテンツが無い地方地域では、特定の地域にアプローチをかけ、ターゲットを絞った観光誘致が、上記の事例から有効であることが窺える。有形・無形に拘らずに、観光地の魅力を連続して売り込む活動を、地域一体で行う発想が必要であり、その仕組を他の地方地域も活用していけば、観光地としての格差は、ある程度緩和できるのではないかとということが、筆者の主張である。

#### 参考文献

須田寛.2015.『都市観光』交通新聞社.

前田勇.2019.『新現代観光総論』学文社.

増淵敏之.2010.『物語を旅するひとびと』彩流社.

佐賀県地域交流部観光課『佐賀県観光客動態調査』.

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00362356/index.html> (2023-11-16 閲覧)

## 自治体と〈ひきこもり〉の関係に関する研究

自治体レベルでの支援を決定づけるものは何か

檜垣昌也（聖徳大学短期大学部）

キーワード：〈ひきこもり〉、自治体、当事者支援、定義、ネーミング

### 〇はじめに

報告者は、90年代より、主に〈ひきこもり〉現象に関する研究を続けている。

政策情報学会では「〈ひきこもり〉政策の研究―厚労省のひきこもり対策推進事業の検討からは―」について報告の機会を得た（研究発表報告②：於千葉商科大学）。

前回報告では、〈ひきこもり〉の出現と社会の反応としての対策がとられていること、〈ひきこもり〉に関しては、多様な言説が広まり、その多様な言説の中から厚労省が取捨選択し、対応ガイドラインを制定したこと。

厚労省が〈ひきこもり〉を支援対象として明記し、20年経過した現在、〈ひきこもり〉の支援対策は多様化・多層化・広範化している。

〈ひきこもり〉地域支援センターの設置（中核市以上）と、主な支援内容の主な特色として、〈ひきこもり〉サポーター養成＝アウトリーチ型支援が挙げられる。

「ひきこもり地域支援センター」の設置は、〈ひきこもり〉を地域で生活することを支援する障害者支援施策の方向性と合致するが「ひきこもり地域支援センター」を核として推進される「ひきこもりサポーター養成・派遣」事業内容は、自治体により大きく異なっている。

厚労省は〈ひきこもり〉支援策の方向を示したが、「〈ひきこもり〉支援の複雑さ、困難さから、サポーター養成を開始していないケース」「ピアサポーター・非ピアサポーターを明確に分けて養成を始めているケース」「地域住民であることを基礎資格とし、混在したサポーター養成を行っているケース」など、その実施内容は“地域の実情”により多様化している実態があることを示した。

### 〇大都市圏の支援の方向性の違い

当事者・対象者が、直接支援を向き合うのは、自身が居住する市町村自治体の施策であるが、自治体によっては、その実情に応じ、都道府県自治体レベルでの支援策に向き合うことにもなる（居住の市町村では〈ひきこもり〉を提示した施策がなく、都道府県民対象の施策にゆだねるケース）。また、支援部署・窓口を設置していてもその内容と方向性は、都道府県の施策に沿った対応となるケースが多い。

例えば東京都の場合は、東京都福祉局が提示する「生活の福祉」の一項目として①ひきこもり等のサポートガイドライン（令和5年3月更新）、②ひきこもりに関する普及啓発・情報発信③東京都ひきこもりに係る支援協議会の紹介、④ひきこもりに係る支援推進会議の周知、⑤ひきこもりに関する合同説明相談会の開催告知、⑥ひきこもりに関する講演会のオンライン配信、⑦ひきこもりサポートネット（相談窓口）の紹介などが

オンライン上で都民に周知されている（2023年10月21日確認）。

また都内保健圏域に配置される、都内3か所にある東京都立精神保健福祉センターが<ひきこもり>の相談窓口を設置しており、インテーク（受付）からアセスメント（情報収集し、支援内容を明確化する）を担うため、都民が市区町村窓口を経由せず、初回の接触窓口になっている。

東京都の<ひきこもり>支援の方向性は上記の7項目からも読み取れるように「支援」「サポート」という方向性が都民に示されている。

逆に同じく大都市である京都府の施策を見ると、主に健康福祉部家庭支援課の取り組みとして①京都府家庭支援総合センターによる相談窓口の紹介、②精神保健福祉総合センターによる「社会的ひきこもりに関するQ&Aの紹介、③健康福祉部家庭支援課に設置されている「脱ひきこもり支援センター」の紹介、④ひきこもり相談・訪問支援「チーム絆」という地域推進事業についての紹介、⑤健康福祉部家庭支援課総合案内の紹介などがオンライン上で示されている（2023年10月21日確認）。

<ひきこもり>が直面する直近のワードとしては、8050問題（もう9060も珍しくない）、中高年<ひきこもり>などである。このことを考えると就労支援と<ひきこもり>支援の乖離は明確であるが、東京都と京都府といった、大都市圏でも、<ひきこもり>というワードの捉え方に差があることが見えてくる。

今回の報告では、厚労省から自治体レベルで示す方向性（内閣府が担っていた「子供・若者育成支援」は令和5年4月より「子ども家庭庁」に移管され、「子ども家庭庁」webサイトでは「ひきこもり等児童福祉対策事業」が紹介され、各都道府県の「相談窓口」での取り組みを示している）、だけでなく、上述のように自治体が独自に打ち立て、注目された施策（報告者がこれまで行ってきたフィールドワークを含む自治体レベルの支援もしくは対策）を含め、支援（の方向性）を決定することに着目し、市町村自治体施策も含め考察する。

#### 報告にあたっての倫理的配慮

本報告では、報告者の参与観察により収集する質的データの開示を行うがその範囲は、個人が特定できない範囲にとどめるものとする。既出の行政資料ならびに、先行研究者・実践者による研究・実践にともなう言説を考察対象として内容分析を行う。

したがって、人を対象とする研究で留意すべき【倫理的配慮】を欠く研究にはならないことを付記する。

# 若手自治体職員的能力開発に関する実証的研究

## 職場における学習メカニズムの解明

岡村 誠（東海学園大学）

キーワード：自治体職員、能力開発、経験学習、職場学習、専門性

### I 研究目的

高度化・専門化する行政需要への対応が求められる今日の自治体にとっては、公共サービス供給の第一線で活躍する若手職員の育成が重要な課題となっている。そのため本研究は、自治体組織における効率的かつ効果的な能力開発方策の構築・確立に向けたエビデンス（研究知見）を得ることを目的に、経営学習論（中原、2021）を援用して若手自治体職員の職場における能力開発メカニズムを解明することをめざした。

### II 分析課題の設定

岡村（2023a）では、能力形成期にある若手（管理職以外）の自治体職員において、挑戦的職務行動〔経験学習モデル（Kolb、1984）の「具体的経験」に相当〕が能力向上に与える影響は限定的であることが示されている。他方、自治体職員的能力（専門性）形成過程をケーススタディによって分析した岡村（2023b）では、上司や先輩、同期職員からの支援（指導・助言）によって職務遂行に必要な知識を獲得するとともに、職務経験の内省を通じて能力を向上させている可能性が示唆された。すなわち職場の他者（上司/先輩/同僚）からの支援（業務/内省/精神）を学習リソースとする「職場学習」が、若手自治体職員的能力向上に直接寄与すると同時に、経験学習を促進することで間接的に能力向上をもたらしていると考えられる。

以上を踏まえ本研究では、図1のような仮説モデルを設定することとし、量的データの統計分析を通じて当該モデルを検証することで研究目的の達成をめざした。

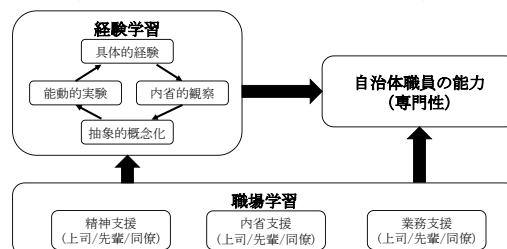


図1 仮説モデル

なお、仮説モデルの検証に必要なデータは、アイブリッジ株式会社のネットリサーチに会員登録している自治体職員を対象に質問紙調査を実施することで収集した。調査期間は2023年5月25日から6月7日までであり、最終的に184人分のデータが集まった。

### III 結果と考察

#### 1 尺度の信頼性と妥当性

仮説モデルの検証にあたって、中原（2021）、岡村（2023a）を参考に、「経験学習尺度」、「職場学習尺度」、「自治体職員的能力（専門性）向上尺度」を設定し、Cronbach's  $\alpha$ （ $\alpha$ 係数）と確認的因子分析を用いて、その因子的妥当性と信頼性を確認した。分析の結果は表のとおりであり、概ね基準を満たす値が得られた。

表 尺度の信頼性と妥当性の分析結果

尺度	下位概念: 項目数	α係数 (基準≧.70)	χ <sup>2</sup> /df (基準≦3.00)	確認的因子分析			
				GFI (基準≧.90)	AGFI (基準≧.90)	CFI (基準≧.90)	RAMSEA (基準≦0.08)
経験学習	具体的経験: 3項目	.72-.85	2.08	.91	.85	.96	.08
	内省的観察: 3項目						
	抽象的概念化: 3項目						
	能動的実験: 3項目						
職場学習	業務支援: 3項目×3(上司/先輩/同僚)	.84-.92	2.05	.79	.74	.92	.08
	内省支援: 4項目×3(上司/先輩/同僚)						
	精神支援: 3項目×3(上司/先輩/同僚)						
自治体職員的能力 (専門性)	倫理: 3項目	.72-.88	1.92	.92	.88	.96	.07
	基礎: 3項目						
	政策立案展開力: 3項目						
	専門的な知識や技術: 3項目						

† GFIとAGFIに関しては、観測変数(項目)が30以上の場合、基準を満たさない場合であっても、モデルを棄却する必要はないとされる。

## 2 仮説モデルの検証

前節で設定した尺度と構造方程式モデリングを用いて仮説モデルを検証した結果、図2のとおりとなり、モデル適合度(χ<sup>2</sup>/df=1.60、CFI=.90、RAMSEA=.06)は基準を満たす値が得られた。また、個別パスをみると、第一に、経験学習サイクルにおいて、具体的経験から内省的観察へは有意な影響がみられず、自治体職員は自発的に職務経験を内省しているわけではないことが明らかとなった。第二に、経験学習から能力へのパスに関しては、具体的経験と内省的観察から専門性に対して有意な影響がみられ、そのうち内省的観察から能力向上への影響が大きいことが分かった。第三に、職場学習が経験学習や能力に与える影響をみると、同僚の精神支援が能動的実験に、先輩の内省支援が内省的観察に対して有意に影響していた。他方で、業務支援から専門性への有意な影響は確認されず、若手自治体職員においては、職場の他者から知識が伝達されるだけでは必ずしも能力向上するとは限らず、職務経験の内省の促進が必要であることが分かった。

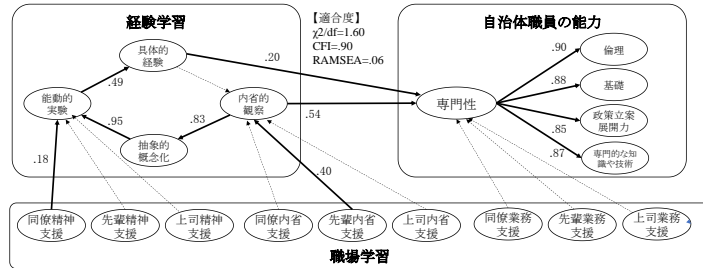


図2 仮説モデルの検証結果

## IV まとめ

若手自治体職員は、職場の他者からの直接的な知識伝達ではなく、職務経験、あるいはその内省を通じて能力を向上させていることが示唆されたが、他方で、必ずしも内省は自発的に行われていないことが明らかとなった。したがって、先輩職員からの内省支援体制の構築が若手自治体職員の能力開発に向けて喫緊の課題であるといえよう。

## 参考文献

- Kolb, D.A. (1984) *Experiential learning: Experience as the source of learning and development*. Prentice Hall.
- 中原淳 (2021) *経営学習論：人材育成を科学する* (増補新装版)、東京大学出版会。
- 岡村誠 (2023a) 若手自治体職員の職務遂行能力の向上に寄与する行動特性の解明、日本地方自治研究学会第40回大会発表資料。
- 岡村誠 (2023b) 自治体職員の専門性形成過程に関する質的研究：自治体における人材育成方策の確立に向けた展望と課題、日本産業科学学会研究論叢、28、27-33頁

## 政策過程における規範的政策分析の役割

香月悠希（京都大学大学院（院生））

キーワード：政策分析、規範理論、熟議民主主義、政策過程、応用政治哲学

### 1.はじめに

規範的政策分析とは、哲学、規範理論、法哲学、倫理学といった規範や価値にかかわる研究領域の知見をもちいて、政策の形成や改善を支援するためにおこなわれる政策分析のことを指す(香月, 2022)。本報告は従来の政策研究で蓄積されてきた政策と規範の関係についての研究を踏まえ、政策過程において規範的政策分析にどのような役割が期待されてきたかを検討し、今後の分析手法研究の方向性について考察を行うものである。

政策の価値や規範的側面に注目することの重要性は、政策研究や規範理論の分野においてこれまで繰り返し指摘されてきた。しかしながら、現在の規範的政策分析の方法論研究は、手法に関心がある研究者がそれぞれの関心に照らして個別に行っており、相互参照が行われていないという状況である。そこで本報告では、これまでの方法論研究を整理したうえで、規範的政策分析をいかにして政策過程に位置付けるかについて考察する。

### 2.規範的政策分析の方法論研究

規範的政策分析の方法論研究は、その手法や関心の違いに即して次の三通りに分類できる。第一に主として規範理論や政策研究そのものの方法論研究と結びついた基礎研究的な理論研究、第二に規範理論の研究者が政策過程に参入し、公共政策の立案に携わった経験を政策分析の方法論研究にフィードバックする参与型の研究、第三に解釈学や討議デモクラシー論に影響を受けた熟議型政策分析の研究である。

第一の理論研究は、たとえば近年規範理論の分野で盛んに議論される非理想理論の研究や、「実現可能性」のような政策問題の解決にかかわる概念研究が含まれる。また、規範的政策分析の性格や目的について明らかにするといったより広義の政策分析研究に位置付けられるものも含まれる。

第二の参与型の研究は、ジョナサン・ウルフに代表される、規範理論研究者が政策過程で得た実践的な知見を、政策問題を考える際の方法論にフィードバックするものである(Wolff, 2020)。行政の委員として倫理的・規範的対立が顕著な政策課題に実際に取り組んだ経験を踏まえ、そこで生じるさまざまな政策過程上の問題にいかにして規範理論の専門家が対処するかといった関心のものである。

第三の熟議型政策分析の研究は、フランク・フィッシャーといったポスト実証主義を標榜する研究者や、討議デモクラシー論的な関心から規範的政策分析を捉える研究者によって担われてきた(Fischer, 1980)。ポスト実証主義とは、事実と価値の二分法や政治



行政二分論といった実証主義が依って立つ方法論的な前提を批判し、政治的価値の重視や政策過程における市民参加の意義を強調する政策研究上の潮流である。

これらの研究はそれぞれ固有の問題意識からおこなわれており、相互の参照や批判といった交流は希薄である。それゆえ、規範的政策分析の方法論は今のところまとまった知見は存在せず、政策過程において分析が果たす役割についても統一的な見解がないというのが現状である。

### 3.政策過程における規範的政策分析

これらの先行研究の問題として次のことが指摘できる。政策過程における規範的政策分析の方法論研究は、①いかにして規範理論研究者が政策過程に関与するのかという問題と、②政策に関わるコミュニケーションや議論のプロセスをいかに改善していくかという問題の二つに関心が集中してきた。むろん、これらの問題はいずれも重要なものであるものの、分析の当事者が限定されており、多様なアクターが政策の規範的側面について分析する手法の確立は進んでいないという問題がある。

そもそも規範的政策分析と言っても、分析がどのような場面で用いられるかによってそのスタイルは変わってくることに注意が必要である(佐野, 2013)。手法としての規範的政策分析のあり方を考える以上、どのような場面でいかなる目的のもと、誰が分析を行うかについて明らかにしておくことは不可欠であるが、これまでの研究は分析の主体や場面、目的が限定されてきた。分析の主体としては規範理論研究者や政策研究者が想定され、場面は政策決定過程、目的としては熟議支援や合意形成支援が想定されてきたのである。むろん、合意形成支援は規範的政策分析のきわめて重要な役割の一つであるものの、関心が偏重してきたことは否めない。たとえば、アジェンダ設定や政策評価においていかにして規範的政策分析を行うかについての検討はなされてこなかった。

#### 結論：より多様な規範的政策分析の手法の模索

とはいえ、規範的政策分析をより広範な政策過程の中に位置付け、その場面に応じた分析手法を確立することは容易ではない。アジェンダ設定や政策評価といった政策過程における固有の事情を踏まえた上で、適切な形で分析を導入する手法を考える必要があるためである。また、それぞれの過程に応じた「道具」としての有用性についても別途検討する必要があるだろう。その探究の方向性としてさしあたり次の二つが考えられる。第一のものは、規範理論の知見を広く政策問題に応用可能な形で整理・分類し、規範の問題に関心を持つ政策担当者やアクターがより容易にアクセスできるようにするというもの。第二のものは、規範的政策分析の手法について、政策過程に即したガイドラインの作成を試みるというものである。

#### 参考文献

香月悠希(2022)「規範的政策分析における政策文脈の相対性」『政策情報学会誌』第16巻, pp.19-29.

佐野亘(2013)「規範的政策分析の確立に向けて」『公共政策研究』第13号, pp.65-80.

Fischer, F. (1980), *Politics, Values, and Public Policy*, WestviewPres.

Wolff, J. (2020). *Ethics and public policy: A philosophical inquiry* (2nd ed.). Routledge.

<MEMO>

# メインセッション 1

---

第 1 部 基調講演

## EBPM に直面して

鈴木厚人（岩手県立大学・学長）

キーワード：社会の進化と EBPM、EBPM の多様性

### ① 日本社会における EBPM の重要性：

数年前に本学の杉谷先生から教えてもらったことが、EBPM との出会いです。全くの門外漢ではありますが、直ぐに、日本社会において重要な概念であると思いました。すなわち、経験を重視してジョブローテーション+年功序列で出世し、終身雇用制の日本社会からの脱却がようやく問題視されてきた昨今に、これだと思ったのです。また、30歳前半から約35年間にわたり国際共同研究や国際共同組織運営に携わり、海外の専門職制と日本のジョブローテーション制の違いを目の当たりにしてきて、ようやく時が来たと感じました。

特に県市町村関連団体では経験重視が顕著なため、地域DX推進セミナーの開催・動画配信、「EBPM 入門コース」（杉谷先生）の講座開講をはじめとする数々のデータサイエンス・リカレント教育プログラムやDX化取組を本学では企画しています。

### ② 人間社会の進化と EBPM:

一方で社会・システムは絶えず単純系から複雑系へと進化しています：原子・分子系におけるエントロピー増大の法則、植物や動物の初等から高等への進化、人間社会における Society1.0（狩猟社会）、2.0（農耕社会）、3.0（工業社会）、4.0（情報社会）、5.0（超スマート社会）。ここで、このように変動する社会・システムにおけるエビデンスとは何かが、問われます。社会の変化に伴いエビデンスも変化する、すなわちエビデンスは時間の関数であると言えそうです。そうすると、EBPM は唯一無二ではないことになります。

### ③ EBPM の多様性

それでは、どのような PM の取り組みがあるのでしょうか。EBPM の一つの手法は将に今、世間で盛んに唱えられている “知の集約” ならぬ、これまでのエビデンスの集約による PM があると思います。これを “エビデンスの集約” による PM (1000 → 1) と記すことにします。しかし、PM これだけではなく、無から有を生み出す “知の創造” に対応する無からの “エビデンスの創造” PM (0 → 1)、さらに、この新たな PM からいくつかの新たな PM を作る “知の展開” に対応する “エビデンスの展開” による PM (1 → 1000) が想像されます。すなわち、EBPM は “エビデンスの集約”、“エビデンスの創造”、“エビデンスの展開” を駆使して多角的に行うべきではないかと言えそうです。

素粒子物理学を専門とする社会分野の全くの素人が思い浮かべる EBPM、と受け流してください。

# メインセッション 1

---

## 第 2 部 パネルディスカッション

## 盛岡市における EBPM の取組について

行政評価の視点から

阿部 智洋（盛岡市市長公室企画調整課）

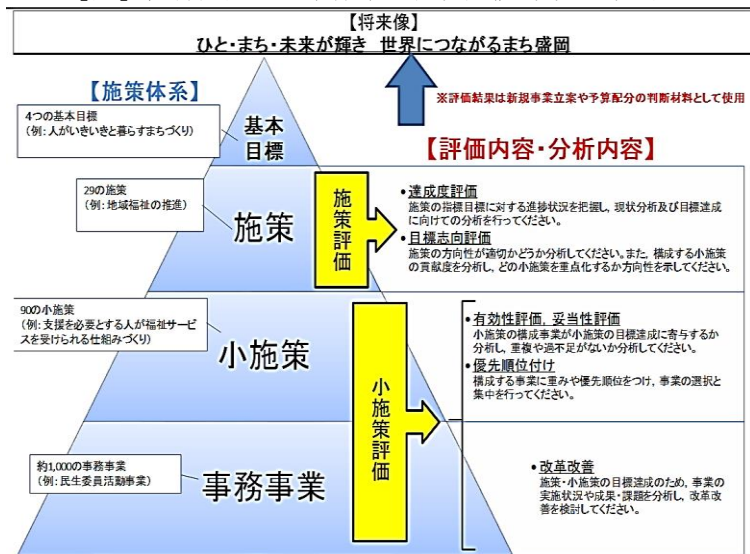
キーワード：総合計画、行政評価、EBPM

### 1 はじめに

本市において、市内で EBPM の必要性は認識されてきてはいるものの、具体的にどのような取り組みを行えばよいのか、また、どの程度の客観的・合理的な根拠に基づき政策立案がされればよいのかという共通認識はない。このように EBPM 推進の必要性が認識されつつも、エビデンスとは何かという定義が定まっていない傾向は、多くの自治体に見られる傾向かと思われる。有識者においては、エビデンスの定義から EBPM を「狭義」や「広義」、あるいはその取組の実態から「科学志向型」や「実用志向型」などと整理している。これらの枠組みから捉えると、意図してはいないものの、本市におけるこれまでの取組は「実用志向型」の EBPM と言えるのではないかと。本市なりに根拠を持って政策形成を進めようと模索してきた、これまでの取組について紹介する。

### 2 行政評価とロジックモデル 【図】 総合計画の施策体系と行政評価対象の対応図

本市では行政評価においてロジックモデルを 2016 年度から導入している。行政評価の概要は右図のとおり。小施策評価におけるロジックモデルの作成は 2018 年度までとなっており、現在は「戦略プロジェクト評価」、「事前評価」の 2 つでロジックモデルを活用している。戦略プロジェクトとは、総合計画の基本目標を達成するため、29 施策の分野で特に重点的・施策横断的に取り組む必要のある課題に



※このほか、重点的・施策横断的に取り組む「戦略プロジェクト」を対象とした戦略プロジェクト評価、次年度以降の新規事業を対象とした事前評価を行っている。

対応することを目的とし、施策単位での取り組みを連携させ、重点的・施策横断的に取り組もうとするものである。戦略プロジェクト評価におけるロジックモデルでは、プロジェクトを構成する各事業の活動（アクティビティ）と結果（アウトプット）を示し、1次成果～3次成果（アウトカム）となり、最終的にプロジェクトの目標や期待する効果を直接的に押し上げる成果を示すものとなっている。事前評価とは、事務事業を対象とした行政評価で、新規及び拡充事業の目的妥当性や有効性などの観点から事業の必要度を、予算編成に先立ち事前に評価するものである。実施にあたっては新規事業を検討す

る課が「事務事業事前評価シート」を作成する。ロジックモデルは同シートの中で作成され、事業レベルでの活動、結果、成果を記入する構成になっている。戦略プロジェクト評価のロジックモデルは、それぞれの事業のアウトカムが絡むものであり、プロジェクトによっては事業や施策が部局を跨ぐものとなる。そのため、個別事業（事前評価）のロジックモデルと比較すると、アクティビティとアウトプットの関連性を捉えることが難しく、アウトカムが抽象的になる傾向がある。

### 3 実務上の課題

市では、前総合計画（2005～2014年度）において政策評価（施策の貢献度評価・施策の優先度評価）を実施し、施策別予算配分方式を実施していた。しかし、配分枠を超える予算要求の常態化や重点配分施策、配分抑制施策の事業費配分の難しさなどから、予算の重点配分を戦略プロジェクト単位とすることに伴い、政策評価を廃止した経緯がある。また、2014年度までは施策別予算配分方式で予算編成を行ってきたが、2015年度（現行の総合計画の運用初年度）からは総合査定方式、すなわち一件査定で行っている。この予算編成方式における行政評価の位置付けは、予算編成の際の基礎資料となるものだが、有効に活用されているとは言い難い状況にある。そのため、行政評価の必要性の実感が薄くなり、評価業務の負担を減らそうと単なるペーパーワークに陥り、更に、そのことが評価結果の信頼性の低下や形骸化を招き、新規事業の立案や予算査定で行政評価結果を活用しなくなるという負のスパイラルに陥っている傾向がある。これが、一般に行政評価における課題として挙げられる「予算と連動しないこと」や「行政評価疲れ」といった問題が発生する構造である。

### 4 今後に向けて

2015年に将来のまちづくりの指針となる「盛岡市総合計画」を策定し、目指す将来像の実現に向けて様々な施策に取り組んできたが、計画期間が2024年度末に満了となることから、次期総合計画を策定することとしている。新たな計画の運用と合わせ、評価システムの改善にも取り組んでいく必要があると認識している。

各種事務事業は、総合計画の目標達成のため、ひいては住民福祉の向上のために行われることが望まれる。その観点では、どのように予算を使いどのような成果を得たかという点を明らかにすることが評価で重視されることが大切であり、予算獲得を目的としたものではなく、事業成果を適正に評価する風土の醸成が必要である。

具体の取組案の検討は2024年度以降になるが、例えば、小施策評価の分析結果のチェック機能を強化（現状においては、成果・問題点の要因分析等に曖昧な記述が多い）するほか、新規事業案の「ビルド」のみならず「スクラップ」も含めた行政評価結果を議論する場を用意することが考えられる。

#### 参考文献

加藤勝（2008）「マネジメントツールとしての行政評価のあり方について～盛岡市の事例から～」、『評価クォーターリー』、No.7、pp.34-44

奥野毅明（2018）「盛岡市の行政評価制度の変遷について」、『評価クォーターリー』、No.46、pp.36-45

栗山裕介（2022）「盛岡市における地域課題解決のためのデータ利活用の推進について」、令和4年度盛岡市まちづくり研究所研究報告書

## 盛岡市における EBPM の取組みの方向性

データ利活用の視点から

栗山裕介（盛岡市総務部情報企画課）

キーワード：データ利活用、EBPM、ロジックモデル

### 1 盛岡市まちづくり研究所の令和4年度研究報告書概要

地域の課題は多様化しており、その解決のための一つの方策として、データ利活用の取組みが全国的に進められている。

本市においても、データ利活用の必要性は認識されており、市のデータ利活用の今後の方向性を示すべく、盛岡市まちづくり研究所の令和3～4年度の研究テーマとして「盛岡市における地域課題解決のためのデータ利活用の推進について」が選定され、2年間研究を行った。

研究では「本市でデータ利活用を推進するために何が必要か」という問題意識から、EBPM をデータ利活用の一つの入り口として、先行研究や他自治体の事例調査、具体的な課題へのデータ活用などにより調査研究を実施した。

市では、令和3（2021）年に「盛岡市行政デジタル・トランスフォーメーション推進計画」（以下、「市行政 DX 推進計画」）を策定し各施策や取組みを展開している。計画上では EBPM とオープンデータがデータ利活用の取組みに挙げられており、オープンデータには着手している一方で、EBPM の明確な取組みはなされていない。

日本の EBPM におけるエビデンスは広義エビデンスであり、大別すれば「現状把握のためのエビデンス」と「政策効果把握のためのエビデンス」で構成される（小池ら、2020）。杉谷（2022）は、エビデンスの「狭義」と「広義」について、前者は RCT や統計分析を含むもので、後者はその他の手法によって導出されたものとされてきたが、これらの議論はあくまでもエビデンスを区分するにとどまっているとした上で、先行する米国や英国の事例を踏まえ、EBPM を「科学志向型」と「実用志向型」と整理している。

この整理に従えば、平成28（2016）年から、行政評価でロジックモデルを導入している本市は実用志向型という点で EBPM に取り組んでいると言える。

実用志向型という点から EBPM に既に取り組んでいること、データは政策の実施に関する一つの要素であるという認識のもとでデータ利活用に取り組むべきという視点から、データ利活用に関する先進自治体の取組み事例をヒアリングした。

その結果、対象を政策や事業と区別するのではなく、課題に対して多様なデータを組み合わせるなどして分析や可視化によって解決を図ろうとしていることがわかった。課題としては、データの分析で終わり活用まで至らない事例、実証から実装まで進まない事例も見られ、具体的な活用へのスキームが挙げられる。

先行研究や他自治体の取組みを踏まえ、本市の具体的な課題に対してデータ利活用をどのように行えばいいのか、その示唆を得るため、業務データを中心としたデータ利活用における本市の現状や課題の確認、分析や可視化後の活用への事例を示すことを目的



とした課題の検討を行った。

除雪の事例では、業務データや他のデータを使い現状の可視化や解決策を検討した結果、既存の業務データを活用することで現状や課題の可視化は可能であること、事業への新しいアプローチが図れることが明らかとなった。また、業務データ活用のためにデータ整理が必要であること、データの種類が増えればさらに改善が図れるであろうことも明らかとなった。

これらの結果から、本市のデータ利活用にあたっては、事業ベースでデータ利活用を図ることとし、まずは業務データの分析や活用を通じて事業改善や効率化に臨むことが必要であると考え、次の2点を研究成果として政策提言した。

- ① データ利活用を推進するための伴走支援の体制を構築すること。
- ② データの整理、共有を進めること。

## 2 盛岡市における EBPM 推進の取組みの方向性

市情報企画課では、市行政 DX 推進計画に基づき、行政 DX の取り組みを進めている。同計画の「(1) データの利活用 (EBPM)」の成果指標は、「EBPM の手法に基づく計画や政策を1件以上策定する」とされており、令和4年度には、岩手県立大学やサイバーエージェント社の協力を得て、職員向け研修を実施した。また、令和5年度には「データの整理、共有」に注力している。

しかし、これらの取組みだけでは成果指標を達成することは難しい。その主な理由は、「EBPM の手法」の明確な定義が存在しないためである。

市の EBPM の解釈は「EBPM：統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。Evidence-Based Policy Making の略。」とされているが、それ以上の具体的な定義がなく、指標策定時には EBPM の重要性が認識されながらも、具体的な方策は不明確であった。そのため、実現可能な指標を1件と設定した次第である。

先に述べたように、EBPM を実用志向型として考えれば、成果指標を達成していると思えることができ、西出 (2023) が指摘するロジックモデル作成の難しさも市は経験している。

したがって、市としては科学志向型としての側面で EBPM を推進することを目指しつつも、厳密なエビデンスにこだわり過ぎず、データを活用し可視化や共有を通じてファクトを認識し実務にデータ利活用を組み込んでいくことが現実的であると考えられる。

誤解を恐れずに述べれば、共有されたデータを活用して計画を策定、または事業が検討されれば、市としては「EBPM の手法」を用いて策定したとみなすことができるのではないだろうか。

## 参考文献

小池拓自・落美都里(2020)「第1章我が国における EBPM の取組」『EBPM(証拠に基づく政策形成)の取組と課題総合調査報告書』, pp. 28.

杉谷和哉(2022)『政策にエビデンスは必要なのか:EBPM と政治のあいだ』ミネルヴァ書房.

西出順郎(2023)「ロジックモデル反省論」『評価クォーターリー (1月号)』

## Well-being 政策と EBPM は共存できるのか？

—岩手県における Well-being 指標を活用した取組を事例として—

和川 央（岩手県立大学 宮古短期大学部）

キーワード：政策立案過程、政策評価、ロジックモデル、エビデンス

### 1. はじめに

近年、政策現場では Well-being 指標を策定し、政策立案に反映しようという取組（以下「Well-being 政策」という。）に注目が集まっている<sup>1</sup>。一方で、同指標を策定しながらも政策立案や評価に反映している事例は少なく、具体的政策形成への活用まで至っていない自治体は数多い。そこで本稿は、今後の Well-being 政策の展開可能性を探るため、Well-being 政策の先進県として知られる岩手県の取組を参考としながら、Well-being 政策への EBPM の適用可能性を検討する。

### 2. Well-being 政策の背景

そもそも、今なぜ Well-being 政策に注目が集まっているのだろうか。その主な背景の一つが、Easterlin Paradox すなわち豊かさの代理変数とされてきた GDP が上昇しても国民の Well-being は向上していないという”矛盾”である。そして、主な背景の二つ目は学術研究の進展であり、これまで曖昧な概念とされてきた Well-being が学術研究の進展によってその構成要素や変動要因等が次第に明らかになり、政策現場で根拠ある理論として扱うことができるようになったことが挙げられる。政策ニーズと学術的知見が一致したことが、Well-being 政策の普及の背景の一つと言える。

### 3. Well-being 政策への EBPM の適用可能性～岩手県を事例として

#### 3.1 政策立案過程での Well-being 指標の活用可能性

岩手県の Well-being 政策の特徴の一つは、県民意識調査の分析結果から県民の Well-being 体系を明らかにし、その体系をそのまま総合計画の政策分野として設定した点にある。さらに岩手県では、最上位の政策分野に KPI として Well-being 指標を設定し、それらの指標の向上を目指して下位の施策、事業を整理した。同時に、それぞれの階層に 600 を超える評価指標を設定することで、総合計画の進捗管理を試みている。KPI を起点にロジックモデルを構築した上で、それに基づいて政策・施策・事業を設定し、それぞれに評価指標を置く岩手県の取組は、広義の EBPM の一つと言えるであろう。

なお、EBPM の前提にロジックモデルの構築があると言われていたが、そのロジックモデルは、インプットや活動（事業）を起点に最終成果（政策目標）までの論理的因果関係を単線のフローチャートで整理する手法が主流である。しかし、Well-being 政

<sup>1</sup> Well-being 政策には、Well-being 指標を策定しそれを政策形成過程に反映させようと試みる「プロセス志向型」の取組と、住民の Well-being 向上につながる具体的政策展開を試みる「政策志向型」の取組があるが、政策志向型の Well-being 政策は、EBPM の文脈上、政策目標が Well-being の向上であるか否かを除けば通常の政策と同じであることから、本稿ではプロセス志向型の Well-being 政策を議論の対象とする。

策は前述のとおり「GDP から Well-being へ」という政策転換を目指す試みであることから、事業を起点とする手法では必ずしも十分ではない。新たな政策目標である Well-being 指標を最終成果（KPI）とし、KPI の向上を目的にそれを達成するための手段としての施策、事業の論理的因果関係を構築することで、「GDP から Well-being へ」という政策転換が期待できる。

### 3.2 政策評価での Well-being 指標の活用

政策評価には、大別するとアカウンタビリティの確保と事業改善（PDCA）の2つの目的があるとされる。政策評価指標として設定した Well-being 指標を前者の目的で活用した場合、同指標はアウトカムレベルが高いため、施策効果の発現に期間を要したり、社会経済情勢の影響により施策の成果と指標が連動しないケースが生じ、施策の効果を適切に把握できない。そこで岩手県では、施策や事業に掲げる評価指標は県が責任をもって達成すべき目標と位置付ける一方で、最上位の Well-being 指標を県民とともに達成すべき目標として位置付け、下位施策の有効性の検証にも活用することで、政策評価の実効性の確保を試みている。このような岩手県の取組は、Well-being 指標を活用した政策評価を有効に機能させる試みであるとともに、評価指標を活用しながら施策の有効性の検証を通じて事業改善につなげる試みであるという点で、広義の EBPM と一つと考えることができる。

## 4. おわりに

これまでの整理から、最終効果である Well-being 指標を起点にツリー型のロジックモデルで政策を検討すること、Well-being 指標を活用した政策評価では有効性の検証を目的とすることで、Well-being 政策に EBPM の適用可能性があることが確認できた。

なお、EBPM をより科学的に展開するためには、最終成果に対する施策の影響度を定量的に明らかにすることが求められるが、この点についても岩手県の取組が参考となる。岩手県では、県民の Well-being を詳細に把握するために、客観的データとして Well-being 指標データを蓄積するだけでなく、2種類の意識調査を実施することで詳細な主観データの蓄積も進めている<sup>2</sup>。そして、県が蓄積した主観データを専門的、継続的に分析するため外部有識者組織を設置し、そこでの分析結果を政策評価に反映しようとして試みている。さらに、岩手県立大学が実施する「AI を活用した Well-being のシナリオ分析と政策提言プロジェクト」と連携することで、Well-being と自治体政策の関係性に関する研究の支援も行っている。このように、研究機関と連携しながらエビデンスの蓄積を試みる取組もまた、岩手県の特徴の一つと言えるであろう。

### 【参考文献】

和川央（2023）『Well-being を考慮した自治体政策と AI 技術の活用可能性』、FRI 地域課題の解決のためのコンサルティングセミナー基調講演資料。

和川央（2021）「幸福に着目した自治体施策の展望」、『日本地域政策研究』26、pp.56-64。

和川央（2021）「自治体実施する政策評価の課題」、『都市問題（2021年5月号）』、pp.17-23。

<sup>2</sup> 岩手県では、毎回無作為抽出した 5,000 人を対象とする県民意識調査と、固定した 600 人を対象とするパネル調査を、毎年同時期にほぼ同じ調査内容で実施している。

<MEMO>

## メインセッション 2

---

## 「EBPM エコシステム」の可能性

多様な立場を超えて

森脇大輔（株式会社サイバーエージェント）

キーワード：EBPM、証拠に基づく政策形成、実証実験、エビデンスポータル、政策形成

英国の What Works など参考に運営されている日本初（？）のエビデンスポータル「EBPM データベース」をリリースして以降、筆者は自治体の政策現場から霞が関、シンクタンク、アカデミアなどさまざまな立場からの EBPM 論に触れてきた。その中で、それぞれの立場における EBPM への期待感に大きな相違があることに気付かされた。特に、何をもって EBPM とするかという機能論と、その背景にある技術、さらに EBPM によって達成すべき目標に対する乖離は甚だしいと考えられる。

具体的には、政策形成プロセスにおけるデータ活用をもって EBPM と捉える立場から、厳密な因果推論を用いることをもって EBPM とする立場（技術論）、あるいは、重要な政策構想に資することを期待する立場から、現場での施策実施を効果的・効率的にすることをもって EBPM とする立場（機能論）、さらに、EBPM を「筋悪政策」の弾除けにする消極的 EBPM と、新規予算獲得を目指す積極的 EBPM といったさまざまな次元における対立がある。

こうした EBPM に対する立場の違いはそれぞれの主体のおかれている状況に根ざしており統一しようという運動は徒労に終わるであろう。むしろ、複数の EBPM の存在を許容した上で、全体として証拠に基づく政策形成エコシステムを育成することが重要であると考えられる。

具体的には、EBPM に対して単一機能のみを求めるのではなく、複数機能があることを許容し、また、技術的なカットオフを設けることで間口を狭くするのではなくグラデーションを認めることなどを通じて、現在「ナッジ」の取り組みによる RCT ベースの積極 EBPM が拡大しつつある自治体政策現場や、観察データによる自然実験が試みられている霞が関においてどのように取り組みを拡大拡充していくかを検討する必要がある。

本発表では、さまざまな取り組みが EBPM の名前を冠して取り組まれる状況を概観しつつ、前向きに EBPM の取り組みを捉え、推進していくためのフレームワークについて議論する。



## 混ぜるなキケン、行政事業レビューと EBPM<sup>1</sup>

### 行政事業レビューに取り込まれる EBPM

池田貴昭（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）

キーワード：EBPM、行政事業レビュー、ロジックモデル、インパクト評価、業績測定

2023 年度の行政事業レビューにおいては、レビューシートのフォーマットの改訂が行われた。新しいレビューシートは、「政策効果の発現経路の目論見（ロジック）、政策が目論見通りに進捗しているかや所期の効果を上げているかを確認するための指標・目標、さらには実績を踏まえた施策の改善・見直し方針といった「政策意図や将来に向けた意思」を示すことに主眼を置く」<sup>2</sup>とされている。しかしながらこの目論見は失敗するのではないかと思われる。

政府における EBPM は、当初「EBPM とは何か」を定義することなく、現場に考えさせるという方針がとられていた。先行的に取り組んでいた省庁では、インパクト評価の政策活用のイメージが持たれており、これを試みようとした。しかしながら、インパクト評価を実施する際に、何を被説明変数として設定して分析するかを検討から始める必要があった。すなわち、各事業が直接的に改善を企図しているものはどのようなアウトカムであるのかを再検討する必要に迫られたのである。この検討のためにロジックモデルを作成することが必要になった。

一部の省庁でこのような発想からロジックモデルの作成が始まったが、インパクト評価が可能な状況にあるような事業は多くはなく、ひとまずロジックモデルを作成するところで停滞する事業も多く、EBPM 推進委員会にて「ロジックモデルの作成」が EBPM の取組として報告されるようになった。インパクト評価が可能な状況は少なく、また統計的分析の技術も必要なことから、既存の行政官が、当座で取り組むことが可能な「ロジックモデルの作成」を行っていれば、「EBPM が実施されている」というポーズをとることが出来たのである。

当初から、行革事務局が EBPM を主導したことから、各省庁の EBPM 担当は、政策評価や行政事業レビューの省内とりまとめを担当する部署が担うことになった。そのため、各事業課が個別に取り組むというよりは、省全体の取組として横並びで取り組むという傾向が強くなり、その帰結として基準を満たすすべての事業についてロジックモデルの作成が各事業課に依頼されるようになった。作成を依頼された事業担当課としては、行政事業レビューのレビューシートにもう一枚別添資料を作成することになったという受け止め方をされていたのではないかと考える。そのため、各事業の従前の行政事業レビューシートに記載されていた指標をただ矢印でつないだ、およそ「ロジック」が通

<sup>1</sup> 本稿は、2023 年 12 月 2 日開催の政策情報学会でのパネルディスカッションでの報告の予稿である。現時点で未検証の仮説を含むほか、本稿内の見解は筆者個人のものであり、所属組織の見解を示すものではない。

<sup>2</sup> 『資料 1 行革事務局説明資料』（第 1 回 EBPM 推進委員会 2023 年 4 月 13 日）



っていないロジックモデルが量産されることとなった。

行政事業レビューは、アウトプットとアウトカムが国の政策評価に明示的に導入された画期的な取組であったが、いわゆる目標管理型政策評価（業績測定）の発想で設計されたものである。各事業で直接的に何をどのように改善し、その結果として指標の動きはどのようになるという発想では設計されていない。これはフォーマット内で、「初期」、「中間」、「最終」アウトカムではなく、「短期」、「中期」、「長期」アウトカムというワーディングをしていることから示唆される。

今般のレビューシートのフォーマットの改訂では、目標管理型政策評価の発想に無自覚なまま、インパクト評価由来のものを無理やり追加しており、適切な記入の難易度が極めて高く、その活用の方向性も不明瞭な政策文書となったのではないかと思われる。

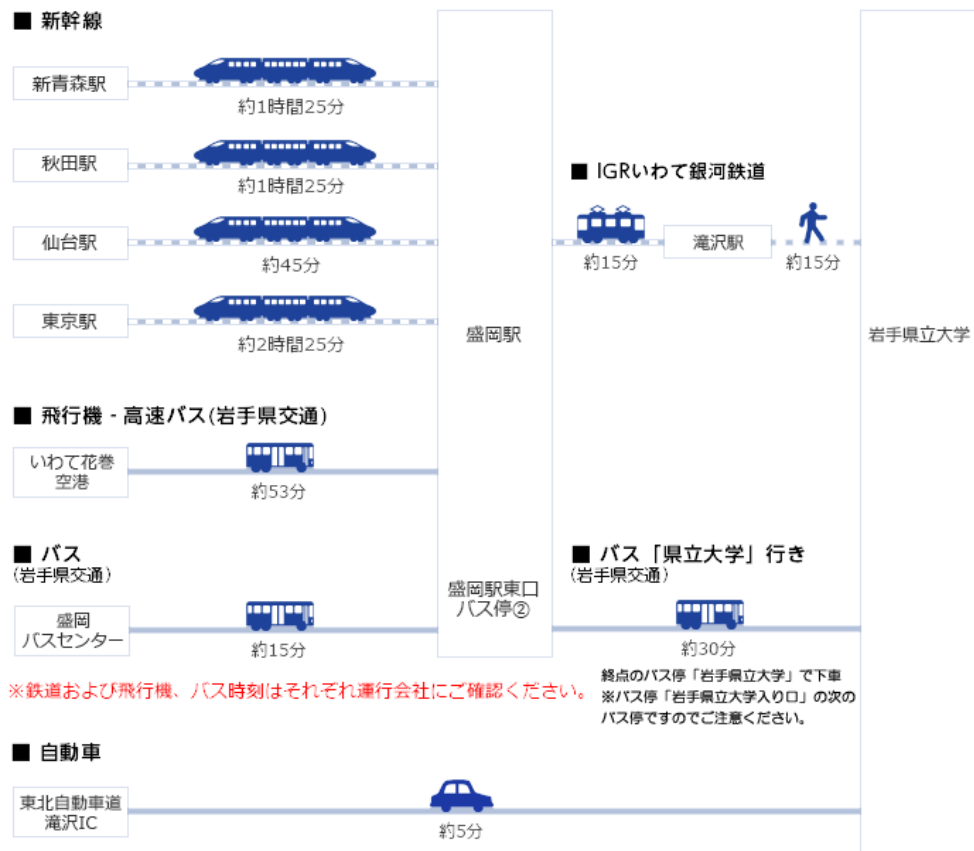
インパクト評価をベースの発想としていた **EBPM** は、いつしかロジックモデルの作成がメインとなり、行政事業レビューと接続されることで旧来の目標管理型政策評価に取り込まれつつある。これまで政策改善に実効的に寄与したとは見られていない既存の政策評価・行政事業レビューと **EBPM** が同一視され取り込まれていくことは、これまでの失敗を繰り返し、ただペーパーワークを増やし、行政のリソースを浪費しただけの取組に終わってしまう蓋然性を高める。

既存の政策評価・行政事業レビューとは別軸の取組、つまり政策立案の取組として **EBPM** を捉えなおす必要がある。既存の政策評価・行政事業レビューはその名の通り、「評価」が前面に出ており、これを政策立案の取組として実質化するというお題目を唱えたところで、これまでの霞が関での認識は簡単に変わるものではない。政策評価の新しい概念として **EBPM** がとらえ続けられる限り、**EBPM** が浸透することはなく退潮の一途をたどってしまうだろう。

<MEMO>

【会場へのアクセス】

■最寄り駅からのアクセス <https://www.iwate-pu.ac.jp/access/>



■キャンパスマップ <https://www.iwate-pu.ac.jp/information/map.html>



# 政策情報学会研究大会—口頭発表に関する規定—

政策情報学会 大会実行委員会

- (1) 研究大会における発表には、「口頭発表」がある。発表内容としては、政策情報学に関係した自由論題とする。発表内容は、必ずしも研究大会テーマに準拠する必要は無く、発表者が直接／間接的に政策情報学に関係していると判断したものを発表することと定める。
- (2) 原則として、口頭発表の申し込みは学会員に限るものとする。ただし、共同発表を行う場合には、筆頭発表者が学会員であれば良いものとする。また学会員は当年度学会費を納入済みであること。
- (3) 他学会において既に発表されたもの、ないしは応募中のものを、本学会に対して二重に申し込むことはできない。
- (4) 使用言語は、日本語または英語とする。それ以外の言語を使用する場合には、事前に大会実行委員会へ相談すること。
- (5) 口頭発表の希望者は、発表申込書と要旨を本学会大会実行委員担当者宛に提出する。提出方法は、(a) 大会実行委員会担当者への E-Mail による提出、(b) 郵送による提出、の2種類がある。なお、研究大会における口頭発表の申し込みの締め切りは、別紙の「政策情報学会研究大会研究発表の募集について」に定められた時期とする。
- (6) 発表要旨は、A4 用紙 1 枚以内として、和文の場合は 11 ポイント、英文の場合は 10 ポイント以上のフォントを用いる。
- (7) 発表要旨は、以下の点に留意して記述する。
  - (a) 題目：内容を明快に反映するものとして、出来る限り簡潔なものとする。
  - (b) キーワード：研究内容を迅速に示すべく、5～10 語句から構成されるものとする。
  - (c) 要旨内容：問題の所在、研究の独自性や重要性、主張や論点などを十分に反映させる。
- (8) 提出された発表要旨は、理事会および大会実行委員会において審査される。その結果によっては、本学会から発表者に対して、修正やリライトを求めることがある。なお、口頭発表採択者には、大会実行委員会から予め発表日時を追加し、予稿集に所収される原稿の執筆を求めるものとする。
- (9) 発表者は、大会実行委員会から指定された期日までに予稿集に所収される原稿を提出する。なお、予稿集の原稿は、『大会発表予稿集』執筆規定に従って作成する。
- (10) 発表者は、当日、各自の発表直前の休憩時間までに会場の受付に到着の旨、連絡を行うこと。

付則

1. 2012年7月6日制定
2. 2013年11月30日改定

# 政策情報学会『大会発表予稿集』執筆規定

政策情報学会 大会実行委員会

## 1. はじめに

大会実行委員会では、大会における会員による研究発表の記録保存を目的として、『大会発表予稿集』を製作する。この予稿集は、紙による冊子ないしは電子出版（CD-ROM）とする。製作は、研究大会の開催にあわせるものとする。

## 2. 原稿作成

原稿は、一般の学会誌などにおける論文形式と同一のものとする。提出するファイルは全て Word ファイルとする。

## 3. 記述項目

必須の記述項目は、「テーマ名」「発表者氏名」「所属」「本文」である。必要がある場合には、「サブテーマ名」「共同研究者」を記述する。なお、内容に応じて章節に区切って記述するようにする。

### 3.1. 原稿のフォーマット

原稿サイズは A4 とし、1 カラム（1 段）、40 文字×40 行、上下の余白は 30mm、左右の余白も 30mm で作成する。

記述する各項目の文字サイズとフォントについては、表 1 に示されている通りとする。また、行の揃えについては、表 2 に示されている方式に従うものとする。

また、参考文献などの記述フォーマットに関しては、科学技術振興機構による『SIST ハンドブック (<http://www.jst.go.jp/SIST/index.htm>)』に示されたものを基準とする。そのため、「SIST02（参照文献の書き方）」に基づく記述を義務付ける。

なお、提出ファイル名は「発表者氏名.docx」とする。

表 1 文字サイズとフォント一覧

項目	ポイント数	フォント
テーマ名	16	明朝
サブテーマ名	12	明朝
氏名（所属）	12	明朝
キーワード	11	明朝
本文	11	明朝
参考文献	10	明朝

表 2 行揃え

項目	行揃え
テーマ名	中央
サブテーマ名	中央
氏名（所属）	右
キーワード	中央
本文	左
参考文献	左

### 3.2. ページ数

Word ファイルのページ数については、2 ページ以内厳守とする。規定のページ数を超過した場合には、予稿集に掲載しない。

### 4. 原稿の提出先

発表者は、予稿集に所収される原稿を、完全原稿として研究大会実行委員会委員に E-Mail で提出する。

付則

1. 2005 年 11 月 17 日制定
2. 2013 年 11 月 30 日改定
3. 2014 年 11 月 29 日改訂
4. 2015 年 10 月 8 日改訂
5. 2017 年 9 月 29 日改訂

# 政策情報学会会員表彰制度内規

政策情報学会 学会賞選考委員会

- (1) 本会は、会員の優れた研究活動および顕著な学会活動を表彰するために、次の各賞を制定する。
  - ・学会誌賞
  - ・研究大会賞
- (2) 学会誌賞  
対象者：学会誌投稿時満 39 歳までの会員、もしくは、終身在職権のある研究職に就いていない会員  
候補作品：学会誌に投稿され、査読を経て掲載された論文および研究ノート  
受賞者数：2 名以内  
受賞制限：受賞者は 3 年を越えなければ再受賞できない。
- (3) 研究大会賞  
対象者：研究大会報告時満 39 歳までの会員、もしくは、終身在職権のある研究職に就いていない会員  
候補発表：研究大会において、研究大会賞選考のための報告会場にて報告されたもの  
受賞者数：原則 1 名  
受賞制限：とくに制限なし
- (4) 学会誌賞の選考・審査
  - ① 学会誌賞の選考と審査のために、学会誌賞選考審査委員会を設置する。
  - ② 学会誌賞選考審査委員会は、学会賞選考委員会委員長と論文審査委員会委員長および学会誌編集委員会委員長によって構成される。
  - ③ 学会誌賞選考審査委員会は、学会誌賞候補作品を翌年 4 月までに選考する。
  - ④ 学会誌賞選考審査委員会は、選考した学会誌賞候補作品を審査し、政策情報学フォーラム開催時の理事会までに受賞作品を決定する。
- (5) 研究大会賞の選考・審査
  - ① 研究大会賞の選考と審査のために、研究大会賞選考審査委員会を設置する。
  - ② 研究大会賞選考審査委員会は、学会賞選考委員会委員長と学会賞選考委員会委員長が依頼した理事 2 名によって構成される。
  - ③ 研究大会賞選考のための報告は、研究大会開催校の実行委員長が対象となる報告の中から選抜する。
  - ④ 研究大会賞審査委員会は、研究大会賞選考のための報告会場にて発表された報告を審査・決定し、研究大会当日の理事会にて報告・承認を得るものとし、当日中に受賞者に表彰する。
- (6) 審査結果、通知、授与
  - ① 学会賞選考委員会委員長は、選考審査の結果を会長に報告し、会長は理事会に諮り、速やかに承認の手続きを執り、受賞者に通知する。
  - ② 学会誌賞、研究大会賞の授与は、研究大会時に行う。

付則

1. 2015 年 4 月 23 日制定

## 政策情報学会第 19 回研究大会実行委員会

委員長（常任） 泰松 範行（東洋学園大学グローバル・コミュニケーション学部教授）  
実行委員長 杉谷 和哉（岩手県立大学総合政策学部講師）  
実行委員 笠井 賢紀（慶應義塾大学法学部准教授）  
" 濱野 和人（駿河台大学情報処理教育センター助教）  
" 福井英次郎（明海大学外国語学部准教授）





